

世田谷区立三宿中学校 部活動共通のきまり

[1] 活動時間

- (1) 年間を通じて活動終了時刻は 17:45 とし、速やかに片づけ・清掃を行い、18:00 には完全下校として門を出る。
- (2) 三宿中学校では、部活動の朝練習は行わない。

[2] 活動規則

- (1) 学校行事、日常の学校生活（委員会・清掃・日直など）を優先させ、支障がないようとする。
- (2) 活動は必ず顧問の方針と指示に従い、顧問の指導の下に実施する。
- (3) 顧問、または顧問に代わる教員及び外部指導員がつけない場合、活動することはできない。
- (4) 定期考查の一週間前からは原則として活動を停止する。
(大会日程の関係などで活動が必要な場合は職員の了承を得る。)
- (5) 活動場所へは下校の準備を済ませて行き、活動終了後は教室へ戻らない。
カバンなどの個人の持ち物は活動場所に置き、各部活で管理する。
- (6) 活動終了後は、後片付けや戸締り等をきちんと行い、速やかに下校する。
- (7) 給食のない日などで、昼食の必要がある場合は弁当を持参してもよい。
時間が十分にある場合は、家に帰って再登校することを原則とする。学校から弁当を買いに出ることは許可しない。飲み物は必ず水筒に入れることとし、ビン・カン・ボトル類は認めない。食事の際には食事場所（特にホール、玄関など）を汚さないように十分気をつけ、ゴミは全て持ち帰る。
- (8) 再登校の際も、自転車や私服での登校は禁止する。
- (9) 活動中、活動前後、登下校時、大会会場への往復時などの買い食いは厳禁する。
原則、学校生活のルールに則るので、交通費以外の貴重品やスマホなど持ち込まない。交通系 IC カードを準備し、スマホにアプリを入れているという理由は認めない。
- (10) 活動日時、場所、試合先などは事前に保護者によく伝えておくこと。
- (11) 職員室前の連絡黒板は顧問の先生か部長が記入する。
- (12) 活動は 3 年間継続することを原則とする。
- (13) 退部せざるを得ない場合は、入部していた顧問の了承をとり、退部届を提出する。
- (14) 本人の活動状態や、その他の理由で顧問が活動停止、退部を勧告することがある。
- (15) 活動規則違反、不真面目な活動状態、その他の理由で部の活動を停止することがある。
- (16) 放課後の部活動の時間帯には活動場所以外には立ち入らない。やむを得ず教室に入る必要がある場合は顧問や学年の先生の許可を得る。
※校舎外で活動する部は、原則として校舎には入らない。
- (17) 休日は校舎内に入ることは原則禁止。顧問から立ち入ることを許可された部員（部長等）のみ校舎内に入ってよいこととする。
- (18) 中庭ではランニング・ストレッチ・筋トレの補強運動は、行っても良いものとするとが、ボール・ラケット・グローブ等の道具を使用しての活動は、原則行わない。
ただし、顧問か外部指導員がその場にいるときには、顧問・外部指導員の指示に従って使用することを認める。その際、安全には十分に配慮する。